

フォーラム「新登録制度の拡充による博物館の充実に向けて」

令和6年2月29日

事例発表 その3 鳥取県の場合

鳥取県立博物館 学芸課 学習支援担当 専門員兼主任学芸員 茶谷 満

県立博物館が登録審査する側？

- 鳥取県の博物館登録事務
⇒教育委員会（事務局）文化財課が担当
- 平成31年に文化財課が知事部局に移管
⇒**博物館登録事務**は教育委員会に残る
⇒ちなみに、改正前最後の登録館は
鳥取市立歴史博物館（平成13年9月登録）



鳥取県の登録博物館数

	法改正前	法改正後 (みなし含む)
登録博物館	7館	8館
指定施設 (相当施設)	0館	0館

- 法改正前の最後の登録は平成13年（23年前）。その前は昭和62年（37年前）
- 現在、類似施設 1館が登録申請の相談中

登録審査の改定作業

- 令和4年5月～ 県の規則改正作業にとりかかる
- 令和4年9月 研修会の実施（文化庁・中尾智行さん）
⇒当時は反響があまり芳しくなかった
- 令和5年1月 米子市から（最初の）問合せ・相談
- 令和5年4月 登録審査要領を作成（5月に決裁）
- 令和5年9月 2件の登録

登録審査要領

- (審査基準は県規則に示す)
- 全体の流れを示す**審査フロー図**の作成
- **博物館登録審査チェック表**の作成
 - ⇒申請者・審査者双方がわかりやすく
- 有識者の選定 ⇒ 日博協作成の有識者参考リスト
- 現地確認を行い、書類確認できない箇所のチェック
- 鳥取県立博物館協議会で報告

登録審査で苦労したところ

- 登録審査基準・・・どこまでOKとするか
(登録審査の観点等が示される前でした)
- 館則や運営方針・・・条例・規則等に掲載されているもの
では弱い
- 学芸員の実績が不明 (事業実施の主査が明記されてい
なかった) ⇒改善をお願い
- 有識者の謝金・旅費をどうするか
- 県立博物館が申請⇒県立博物館が審査 (担当者を分けた)

(指定管理)

新規の登録博物館 米子市立山陰歴史館

- 改修を検討中
- 国交省「都市構造再編集集中支援事業」(補助金)
⇒ 交付要綱 <https://www.mlit.go.jp/common/001429898.pdf>

誘導施設 3 教育文化施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第124条に定める専修学校、学校教育法第134条に定める各種学校、図書館法第2条第1項に定める図書館、**博物館法第2条第1項に定める博物館・博物館法第29条に定める博物館相当施設**

※令和5年12月、米子市文化財保存活用地域計画が国に認定 ⇒ 歴史文化遺産を活かしたまちづくり